

二種学科教本 統合版 改訂表

(令和6・4・1改訂版 対応)

『Pick up **ピックアップ** 必要物品の備え付けなど』中『③』、『④』を以下のように変更します。また、欄外『*2』を一つ繰り下げ、『*2』を以下のように追加します。

P.155

- ③ タクシー、ハイヤーには、少なくとも事業区域内の道路、地名、建造物、公園、駅などが明示された地図*2を備えておかなければなりません。
なお、地図は地方運輸局長の指定する規格に適合するものでなければなりません。
- ④ タクシー、ハイヤーの運転手は、乗務中、事業者の作成した乗務員証を携行し、乗務が終了したときは、その乗務員証を返還しなければなりません。(国土交通大臣の交付する運転者証を表示しなければならない場合を除きます。)

*2

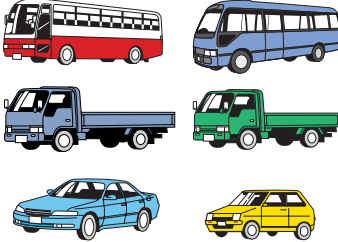

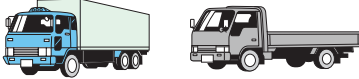
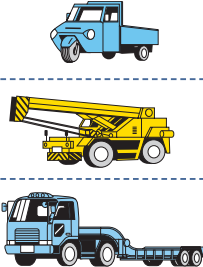
紙の地図のほか電子地図も含まれます。

『● 高速自動車国道の本線車道における最高速度と最低速度』の表を以下のように変更します。

P.181

また、欄外『*2』、『*3』を一つずつ繰り下げ『*2 特定中型貨物自動車…』を以下のように追加します。

● 高速自動車国道の本線車道における最高速度と最低速度

自動車の種類		最高速度	最低速度
<ul style="list-style-type: none"> 大型乗用自動車 中型乗用自動車 特定中型貨物自動車*2 以外の中型貨物自動車 準中型自動車 普通自動車*3 (三輪、けん引を除く) 		100 km/h	50 km/h
<ul style="list-style-type: none"> 大型自動二輪車 普通自動二輪車*4 			
<ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 特定中型貨物自動車*2 		90 km/h	
上欄以外の自動車 <ul style="list-style-type: none"> 三輪の自動車 大型特殊自動車 けん引自動車 		80 km/h	

*2

特定中型貨物自動車…
車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上、または乗車定員11人以上の中型貨物自動車をいいます。

この表の最高速度や、最低速度が適用されない場合

- 本線車道が道路の構造上往復の方向別に分離されていない区間では、この表の適用はなく、一般道路と同じです。